

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税課税に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、固定資産税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 公表日

令和7年4月11日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







システム6～10	
システム6	
①システムの名称	市税システム(収納管理)
②システムの機能	<p>市税システム(収納管理)は、徴収及び滞納整理の根幹となるシステムであり、市税の収納及び滞納処分情報等を一元的に管理する。</p> <p>① 収納状況照会機能 納税義務者、税目、年度毎の納付状況を照会する。</p> <p>② 消込機能 各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。</p> <p>③ 還付充当処理機能 納付額に対する過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。</p> <p>④ 督促機能 対象者を抽出し督促状を出力する。</p> <p>⑤ 決算処理機能 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。</p> <p>⑥ 処分状況照会機能 納税義務者、税目、年度毎の滞納処分状況を照会する。</p> <p>⑦ 納付書等発行機能 収納状況に基づき、再発行納付書、納税証明書を発行する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 滞納整理支援システム )</p>
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
資産情報ファイル, 課税台帳情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の24の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	理財部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で、本市内に土地又は家屋、有形償却資産等の固定資産を所有する所有者及び納税義務者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その必要性	税の公平・公正な賦課、徴収を行う上で、地方税法第343条に基づく納税義務者(所有者)情報及び番号法14条に基づき償却資産に関する申告情報として必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	①個人番号:納税義務者を正確に特定するため。 ②その他識別情報(内部番号):納税義務者を正確に特定するため。 ③地方税関係情報:所有資産を正確に把握し、適正な賦課を行うため。 ④災害関係情報:減免該当者を正確に特定するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	理財部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 理財部 税制課, 理財部 市民税課, 保健福祉部 生活福祉第1課, 保健福祉部 生活福祉第2課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 法務局(登記所)、電子ファイル(eLTAX) )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( eLTAX )	
③使用目的 ※	地方税法, その他の地方税に関する法律及び条例に基づく, 公平・公正かつ効率的な固定資産税及び都市計画税の賦課事務のため。	
④使用の主体	使用部署	理財部 資産税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	賦課資料に基づく当初課税及び異動更正処理事務について, 現地調査及び届出等による情報から, 賦課及び減免等の課税管理業務を行う。	
	情報の突合	公平かつ適正な固定資産税及び都市計画税の賦課決定を行うため, 市税システム等の情報と 他市町村等から入手した地方税関係情報との突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容	評価替年度(3年毎)の税制改正に対応し、システム改修を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 宇都宮支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託承認申請に基づき、再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断した上で、再委託を承諾している。
	⑥再委託事項	システム改修に係る要件定義、設計、プログラム製造、テスト作業
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
①委託内容	償却資産申告書データ入力業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社関東電算センター、株式会社ケーシーエスデータワークス栃木支店、株式会社データサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		



<b>移転先1</b>	理財部 税制課・理財部 納税課・理財部 市民税課・保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	土地・家屋の所在, 所有者住所・氏名, 価格などの固定資産税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税が課税された本人及び同世帯の家族, 納税管理人
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末による閲覧 )
⑦時期・頻度	年1回(4月) 随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	保健福祉部 生活福祉第1課・生活福祉第2課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	土地・家屋の所在, 所有者住所・氏名などの固定資産税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護被保護者及び生活保護廃止となった被保護者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月1回
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 保管場所について

#### 1 本市における措置

宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。

##### (1) 保管場所の態様

情報システムを構成するサーバ等は、火災・水害・振動・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう固定するなどの必要な措置を講じている。

##### (2) 保管場所への入退室、アクセス制限

① 保管場所から外部に通じるドアを必要最小限とし、制御機能、鍵等により、許可されていない者の立入りを防止している。

② 保管場所に入退室できる者は、情報システム管理者から許可された者のみとし、入退室管理簿等による入退室管理を行っている。

③ 入退室を許可された者は、入退室の際、身分証明書を携帯し、求めに応じて提示できるようにしている。

##### (3) 紙媒体、電子媒体の運用における措置

① 紙媒体や電子媒体による申告書情報は、利用時以外は施錠できる保管庫で保管している。

② データ入力の際に、媒体の取り扱いおよび保管に関して厳重に対応するよう契約している。

#### 2 ガバメントクラウドにおける措置

(1) サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

(2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

### 消去方法について

#### 1 本市における措置

宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。

(1) 不要となった情報資産を廃棄しようとするときは、無意味なデータを上書き、又は記録媒体の物理的破壊により完全に消去し、当該記録媒体上の情報が復元できない状態にした上で廃棄している。

(2) 廃棄を行う場合、廃棄する情報資産の内容、廃棄日時、担当者名及び廃棄方法を記録した上で行っている。

(3) 市税システム内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。

(4) 紙媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、本市の文書管理規定に基づき廃棄する。

(5) 電子記録媒体で提出された申告等情報や特定個人情報のデータは、復元できないよう媒体を物理的破壊若しくは専用ソフトを利用して消去を行う。

#### 2 ガバメントクラウドにおける措置

(1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

(2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

(3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

## 7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 資産情報ファイル

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

1. 土地
2. 相当年度
3. 物件番号
4. 土地登記情報
5. 所在地番号
6. 表示事由／表示年月日(受付、原因)
7. 権利事由／権利年月日(受付、原因)
8. 所有者宛名番号
9. 個人番号／法人番号(※1)
10. 登記区分
11. 登記名義人氏名
12. 登記名義人住所
13. 登記地目
14. 登記地積
15. 土地現況情報
16. 異動事由／異動年月日
17. 義務者宛名番号
18. 個人番号／法人番号(※1)
19. 現況地目
20. 現況地積
21. 評価区分
22. 画地番号
23. 評価額
24. 特定市街化農地情報
25. 土地非課税情報(課税免除情報 含む)
26. 土地特例情報
27. 土地軽減情報
28. 土地減免情報
29. 仮換地情報
30. 土地画地情報
31. 相当年度
32. 画地地積
33. 評価年度
34. 正面路線価情報
35. 側方Ⅰ路線価情報
36. 側方Ⅱ路線価情報
37. 2方路線価情報
38. 標準地情報
39. 所要補正情報
40. m<sup>2</sup>あたり評点数
41. 家屋
42. 相当年度
43. 物件番号
44. 棟番号
45. 家屋登記情報
46. 表示事由／表示年月日(受付、原因)
47. 権利事由／権利年月日(受付、原因)
48. 所有者宛名番号
49. 個人番号／法人番号(※1)
50. 登記区分
51. 所在地番号
52. 家屋番号
53. 登記名義人氏名
54. 登記名義人住所
55. 登記階層情報
56. 登記床面積情報
57. 登記種類
58. 登記構造
59. 登記屋根
60. 画地番号

61. 登記済通知書番号
62. 建物番号
63. 部屋番号
64. 家屋現況情報
65. 異動事由／異動年月日
66. 義務者宛名番号
67. 個人番号／法人番号(※1)
68. 現地調査状況
69. 現地調査日
70. 現況種類情報
71. 現況構造情報
72. 現況屋根情報
73. 工法
74. 評価替区分
75. 評価種類
76. 建築年月日
77. 現況床面積情報
78. 調査評点数情報
79. 再建築総評点数情報
80. 評価建築年
81. 補正率情報
82. 理論評価額
83. 強制評価額
84. 決定価格
85. 住宅戸数
86. 県評価区分
87. 概要調書用軽減情報
88. 多構造評価連番
89. 家屋非課税情報(課税免除情報 含む)
90. 家屋特例情報
91. 家屋軽減情報
92. 家屋減免情報
93. 償却
94. 償却申告情報
95. 義務者宛名番号
96. 納税者ID
97. 個人番号／法人番号(※1)
98. 相当年度
99. 屋号
100. 産業分類
101. 資本金
102. 事業開始日
103. 事業終了日
104. 申告書発送区分
105. 申告状況
106. 申告書発送日
107. 申告書受付日
108. 合算先義務者宛名番号
109. 償却集計情報
110. 義務者宛名番号
111. 個人番号／法人番号(※1)
112. 相当年度
113. 申告区分
114. 償却種類コード
115. 前年前取得価格
116. 前年中減少価格
117. 前年中取得価格
118. 取得価格合計
119. 帳簿価格
120. 評価額
121. 決定価格
122. 課税標準額
123. 償却特例情報
124. 償却軽減情報
125. 償却減免情報
126. 更新年月日
127. 更新職員ID

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 住民からの入手</p> <p>(1) 住民からの申告等情報を受け付ける際は、申告書に本人の住所・氏名（漢字・カナ）・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。</p> <p>(2) 情報入手の際は、本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、番号法施行令（平成26年政令第155号）及び番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）に定めるもの（以下「身分証明書等」という。）の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認し、対象者以外の情報を入手することがないようにする。</p> <p>(3) 情報入手の際は、必要のない情報以外を記載することがないように、様式を工夫する。</p> <p>(4) 窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記載することがないようにしている。</p> <p>2 他部署、他市町村からの入手</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。課税対象情報と紐付かない者は、回答にあたっては、対象者の氏名、住所、生年月日等を正確に伝達するとともに、対象者以外の情報の回答を行わないよう、その都度決裁を受けている。</p> <p>(2) 照会内容を確認の上、必要な情報のみの回答となるよう、その都度決裁を受けている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>① 団体内統合宛名システムにおいては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセス制限を行っている。</p> <p>② 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(固定資産税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないように制御している。</p> <p>③ 市税システム(固定資産税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1 ユーザの認証方法</p> <p>① 業務端末から市税システム(固定資産税)を利用する際、ユーザID(職員番号)と生体認証(指静脈)による二要素認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。</p> <p>② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>2 なりすましが行われなないための対策</p> <p>生体認証(指静脈)により、システムへログインすることでなりすましによる利用を完全に排除している。</p>
その他の措置の内容	<p>1 アクセス権限の発効・失効の管理</p> <p>(1) 発効管理</p> <p>所属長の許可を得た上で情報システム管理部門に依頼を行い、情報システム管理部門にてその必要性を十分確認したうえで必要なアクセス権限を個人単位で付与している。</p> <p>(2) 失効管理</p> <p>① 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、ユーザ登録を抹消するようにしている。</p> <p>② 利用者抹消(異動、退職等)に伴うユーザIDの取扱いについて、人事課から随時情報提供を受けて、確実な失効を行っている。</p> <p>③ 大量異動が行われる年度初めに、全てのユーザIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。</p> <p>2 アクセス権限の管理</p> <p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>① 業務内容と従事者に対応したアクセス権限のパターンを作成し、担当業務以外の情報に無用にアクセスできないようにシステム上制限している。</p> <p>② 権限の付与は、所属長が管理権限を有する職員を必要最低限の人数で指定している。</p> <p>③ ユーザIDの取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の連用ルールを定めている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>① スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</p> <p>② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている。</p> <p>③ 大量のデータ出力は、情報システム室での操作に限定している。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 ① 契約終了又は解除された後においても秘密保持すること。 ② 従事者に対して個人情報の保護に関する法律で定める罰則の教示を行うこと。 ③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。 ④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止 ⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止 ⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。 ⑦ 事故発生時の速やかな報告 ⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている   2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない        4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書において、本市の承諾を得ない再委託を禁止している。また、承諾を得た場合でも通常の委託業務と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている        2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		





7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1 サーバ設置場所 サーバを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードと生体認証等にて立入を制限の上、入退室管理システムにより24時間入退室を監視している。</p> <p>2 端末設置場所 (1) 職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 (2) 業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できる場所へ保管し又は事務所を施錠することで、盗難を防止している。</p> <p>3 記録媒体・紙媒体の保管場所 (1) 情報を記録した記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。 (2) 遠隔地保管を行うバックアップ用LTOメディアは、情報システム管理部門が一括管理しており、所管課との受渡しは記録簿にて管理を行っている。</p> <p>4 ウイルス対策 (1) 職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、本市が管理している記録媒体のみを利用している。 (2) サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 (3) 不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。</p> <p>5 不正アクセス対策 (1) 市税システム(固定資産税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。 (2) システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。</p> <p>6 物理的対策 &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; (1) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2) 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>7 技術的対策 &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; (1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p>

(2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

(3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

(4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

(5) 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

(6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

(7) 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

(8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8 消去手順

<ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>① 職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する知識習得や意識レベルの向上を目的とした研修を行う。</p> <p>② 違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p>③ 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育・研修の実施、個人情報の安全管理についての責任体制の整備、その他秘密保持に関する事項を記載し、遵守させる。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で、本市内に土地または家屋、有形償却資産等の固定資産を所有する所有者及び納税義務者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その必要性	税の公平・公正な賦課、徴収を行う上で、地方税法第343条に基づく納税義務者(所有者)情報及び番号法14条に基づき償却資産に関する申告情報として必要な範囲の特定個人情報を保有している。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	①個人番号: 納税義務者を正確に特定するため。 ②その他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に特定するため。 ③地方税関係情報: 所有資産を正確に把握し、適正な賦課を行うため。 ④障害者福祉関係情報: 減免該当者を正確に特定するため。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報: 減免該当者を正確に特定するため。 ⑥災害関係情報: 減免該当者を正確に特定するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	理財部 資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 理財部 税制課, 理財部 市民税課, 保健福祉部 生活福祉第1課, 保健福祉部 生活福祉第2課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 法務局(登記所)、電子ファイル(eLTAX) )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( eLTAX )	
③使用目的 ※	地方税法, その他の地方税に関する法律及び条例に基づく, 公平・公正かつ効率的な固定資産税及び都市計画税の賦課事務のため。	
④使用の主体	使用部署	理財部 資産税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<p>各資産情報に対して価格をもとに課税額を決定し, 課税台帳を作成する。  申告書の訂正, 修正申告, 減免等により税額の変更がある場合に, 申告書・申請書等に記載された個人番号で検索し, 修正対象者の特定を行う。</p>	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産情報を合算するにあたり, その所有者の個人番号を利用して名寄せを実施する。</li> <li>・申告書, 申請書等に記載された個人番号を利用して, 当初課税の際に作成した課税台帳の検索を行い, 修正したい情報の正確性を確保している。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容	宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 宇都宮支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から提出された再委託承認申請に基づき、再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断した上で、再委託を承諾している。
	⑥再委託事項	システム改修に係る要件定義、設計、プログラム製造、テスト作業
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
①委託内容	償却資産申告書データ入力業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社関東電算センター、株式会社ケーシーエスデータワークス栃木支店、株式会社データサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定, 納税の猶予, 担保の提供, 還付又は充当, 附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免, 調査(犯則事件の調査を含む。), 不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	土地・家屋の所在, 所有者住所・氏名, 価格などの固定資産税課税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	土地・家屋の所在, 所有者住所・氏名, 価格などの固定資産税課税関係情報
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月1回
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	土地・家屋の所在, 所有者住所・氏名, 価格などの固定資産税課税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税が課税された本人及び同世帯の家族, 納税管理人
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	年1回(4月)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

<b>移転先1</b>	理財部 税制課・理財部 納税課・理財部 市民税課・保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	土地・家屋の所在, 所有者住所・氏名, 価格などの固定資産税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税が課税された本人及び同世帯の家族, 納税管理人
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末による閲覧 )
⑦時期・頻度	年1回(4月) 随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	保健福祉部 生活福祉第1課・生活福祉第2課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施, 保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	土地・家屋の所在, 所有者住所・氏名などの固定資産税課税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護被保護者及び生活保護廃止となった被保護者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月1回
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 保管場所について

#### 1 本市における措置

宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。

##### (1) 保管場所の態様

情報システムを構成するサーバ等は、火災・水害・振動・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう固定するなどの必要な措置を講じている。

##### (2) 保管場所への入退室、アクセス制限

① 保管場所から外部に通じるドアを必要最小限とし、制御機能、鍵等により、許可されていない者の立入りを防止している。

② 保管場所に入退室できる者は、情報システム管理者から許可された者のみとし、入退室管理簿等による入退室管理を行っている。

③ 入退室を許可された者は、入退室の際、身分証明書を携帯し、求めに応じて提示できるようにしている。

##### (3) 紙媒体、電子媒体の運用における措置

① 紙媒体や電子媒体による申告書情報は、利用時以外は施錠できる保管庫で保管している。

② データ入力の委託時に、媒体の取り扱いおよび保管に関して厳重に対応するよう契約している。

#### 2 ガバメントクラウドにおける措置

(1) サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

(2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

### 消去方法について

#### 1 本市における措置

宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。

(1) 不要となった情報資産を廃棄しようとするときは、無意味なデータを上書き、又は記録媒体の物理的破壊により完全に消去し、当該記録媒体上の情報が復元できない状態にした上で廃棄している。

(2) 廃棄を行う場合、廃棄する情報資産の内容、廃棄日時、担当者名及び廃棄方法を記録した上でを行っている。

(3) 市税システム内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。

(4) 紙媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、本市の文書管理規定に基づき廃棄する。

(5) 電子記録媒体で提出された申告等情報や特定個人情報のデータは、復元できないよう媒体を物理的破壊若しくは専用ソフトを利用して消去を行う。

#### 2 ガバメントクラウドにおける措置

(1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

(2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

(3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。

## 7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 課税台帳情報ファイル

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

1. 賦課年度
2. 土地課税情報
3. 物件番号
4. 土地登記情報
5. 所在地番号
6. 表示事由／表示年月日(受付、原因)
7. 権利事由／権利年月日(受付、原因)
8. 所有者宛名番号
9. 個人番号／法人番号(※1)
10. 登記区分
11. 登記名義人氏名
12. 登記名義人住所
13. 登記地目
14. 登記地積
15. 土地現況情報
16. 異動事由／異動年月日
17. 義務者宛名番号
18. 個人番号／法人番号(※1)
19. 現況地目
20. 現況地積
21. 評価区分
22. 画地番号
23. 評価額
24. 特定市街化農地情報
25. 土地非課税情報(課税免除情報 含む)
26. 土地特例情報
27. 土地軽減情報
28. 土地減免情報
29. 仮換地情報
30. 土地画地情報
31. 相当年度
32. 画地地積
33. 評価年度
34. 正面路線価情報
35. 側方Ⅰ路線価情報
36. 側方Ⅱ路線価情報
37. 2方路線価情報
38. 標準地情報
39. 所要補正情報
40. m<sup>2</sup>あたり評点数
41. 土地課税標準額情報
42. 土地課税標準額情報
43. 下落率
44. 負担水準情報
45. 負担調整率情報
46. 特例課税標準額情報
47. 軽減税額情報
48. 減免税額情報
49. 税相当額
50. 家屋課税情報
51. 相当年度
52. 物件番号
53. 棟番号
54. 家屋登記情報
55. 表示事由／表示年月日(受付、原因)
56. 権利事由／権利年月日(受付、原因)
57. 所有者宛名番号

58. 個人番号／法人番号(※1)
59. 登記区分
60. 所在地番号
61. 家屋番号
62. 登記名義人氏名
63. 登記名義人住所
64. 登記階層情報
65. 登記床面積情報
66. 登記種類
67. 登記構造
68. 登記屋根
69. 画地番号
70. 登記済通知書番号
71. 建物番号
72. 部屋番号
73. 家屋現況情報
74. 異動事由／異動年月日
75. 義務者宛名番号
76. 個人番号／法人番号(※1)
77. 現地調査状況
78. 現地調査日
79. 現況種類情報
80. 現況構造情報
81. 現況屋根情報
82. 工法
83. 評価替区分
84. 評価種類
85. 建築年月日
86. 現況床面積情報
87. 調査評点数情報
88. 再建築総評点数情報
89. 評価建築年
90. 補正率情報
91. 理論評価額
92. 強制評価額
93. 決定価格
94. 住宅戸数
95. 県評価区分
96. 概要調書用軽減情報
97. 多構造評価連番
98. 家屋非課税情報(課税免除情報 含む)
99. 家屋特例情報
100. 家屋軽減情報
101. 家屋減免情報
102. 家屋課税標準額情報
103. 家屋課税標準額情報
104. 特例課税標準額情報
105. 軽減税額情報
106. 減免税額情報
107. 税相当額
108. 償却情報
109. 償却申告情報
110. 義務者宛名番号
111. 納税者ID
112. 個人番号／法人番号(※1)
113. 相当年度
114. 屋号
115. 産業分類
116. 資本金
117. 事業開始日
118. 事業終了日
119. 申告書発送区分
120. 申告状況
121. 申告書発送日
122. 申告書受付日
123. 合算先義務者宛名番号
124. 償却集計情報
125. 義務者宛名番号
126. 個人番号／法人番号(※1)
127. 相当年度
128. 申告区分
129. 償却種類コード
130. 前年前取得価格
131. 前年中減少価格

- 132. 前年中取得価格
- 133. 取得価格合計
- 134. 帳簿価格
- 135. 評価額
- 136. 決定価格
- 137. 課税標準額
- 138. 償却特例情報
- 139. 償却軽減情報
- 140. 償却減免情報
- 141. 賦課情報
- 142. 通知書番号
- 143. 算出税額
- 144. 差引税額
- 145. 当初賦課区分
- 146. 期別
- 147. 納期限日
- 148. 期別税額
- 149. 年税額
- 150. 国保用税額
- 151. 納税通知書発行年月日
- 152. 期別税額手入力区分
- 153. 更正事由コード
- 154. 更正年月日
- 155. 更正処理期コード
- 156. 通知書発行区分
- 157. 課税標準額\_固\_土地\_免点
- 158. 課税標準額\_固\_家屋\_免点
- 159. 課税標準額\_固\_償却\_免点
- 160. 課税標準額\_固\_合計\_免点
- 161. 課税標準額\_都\_土地\_免点
- 162. 課税標準額\_都\_家屋\_免点
- 163. 課税標準額\_都\_合計\_免点
- 164. 更新年月日
- 165. 更新職員ID

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 住民からの入手</p> <p>(1) 住民からの申告等情報を受け付ける際は、申告書に本人の住所・氏名（漢字・カナ）・生年月日を記入してもらう。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。</p> <p>(2) 情報入手の際は、本人の個人番号カード又は通知カード、及び番号法、番号法施行令（平成26年政令第155号）及び番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）に定めるもの（以下「身分証明書等」という。）の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認し、対象者以外の情報を入手することがないようにする。</p> <p>(3) 情報入手の際は、必要のない情報以外を記載することがないように、様式を工夫する。</p> <p>(4) 窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が誤って不要な情報を記載することがないようにしている。</p> <p>2 他部署、他市町村からの入手</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認し、対象者であるか判断している。課税対象情報と紐付かない者は、回答にあたっては、対象者の氏名、住所、生年月日等を正確に伝達するとともに、対象者以外の情報の回答を行わないよう、その都度決裁を受けている。</p> <p>(2) 照会内容を確認の上、必要な情報のみの回答となるよう、その都度決裁を受けている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>① 団体内統合宛名システムにおいては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセス制限を行っている。</p> <p>② 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(固定資産税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。</p> <p>③ 市税システム(固定資産税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>1 ユーザの認証方法</p> <p>① 業務端末から市税システム(固定資産税)を利用する際、ユーザID(職員番号)と生体認証(指静脈)による二要素認証を行い、認証後は利用機能の認可機能により、システム上で利用可能な機能を制限することで、利用を許可された者以外の不正利用が行えないよう制限している。</p> <p>② システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</p> <p>2 なりすましが行われなないための対策</p> <p>生体認証(指静脈)により、システムへログインすることでなりすましによる利用を完全に排除している。</p>
その他の措置の内容	<p>1 アクセス権限の発効・失効の管理</p> <p>(1) 発効管理</p> <p>所属長の許可を得た上で情報システム管理部門に依頼を行い、情報システム管理部門にてその必要性を十分確認したうえで必要なアクセス権限を個人単位で付与している。</p> <p>(2) 失効管理</p> <p>① 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、ユーザ登録を抹消するようにしている。</p> <p>② 利用者抹消(異動、退職等)に伴うユーザIDの取扱いについて、人事課から随時情報提供を受けて、確実な失効を行っている。</p> <p>③ 大量異動が行われる年度初めに、全てのユーザIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。</p> <p>2 アクセス権限の管理</p> <p>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>① 業務内容と従事者に対応したアクセス権限のパターンを作成し、担当業務以外の情報に無用にアクセスできないようにシステム上制限している。</p> <p>② 権限の付与は、所属長が管理権限を有する職員を必要最低限の人数で指定している。</p> <p>③ ユーザIDの取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>① スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</p> <p>② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている。</p> <p>③ 大量のデータ出力は、情報システム室での操作に限定している。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>① 契約終了又は解除された後においても秘密保持すること。  ② 従事者に対して個人情報の保護に関する法律で定める罰則の教示を行うこと。  ③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。  ④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止  ⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止  ⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。  ⑦ 事故発生時の速やかな報告  ⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている   2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない          4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書において、本市の承諾を得ない再委託を禁止している。また、承諾を得た場合でも通常の委託業務と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		







その他の措置の内容

宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。

1 サーバ設置場所

サーバを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードと生体認証等にて立入を制限の上、入退室管理システムにより24時間入退室を監視している。

2 端末設置場所

(1) 職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。

(2) 業務終了後は、パソコン等の端末を施錠できる場所へ保管し又は事務所を施錠することで、盗難を防止している。

3 記録媒体・紙媒体の保管場所

(1) 情報を記録した記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報システム管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所(施錠可能な事務所内倉庫や保管庫)へ保管している。

(2) 遠隔地保管を行うバックアップ用LTOメディアは、情報システム管理部門が一括管理しており、所管課との受渡しは記録簿にて管理を行っている。

4 ウイルス対策

(1) 職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、本市が管理している記録媒体のみを利用している。

(2) サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。

(3) 不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。

5 不正アクセス対策

(1) 市税システム(固定資産税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。

(2) システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。

6 物理的対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

(1) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

(2) 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

7 技術的対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

(1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

(2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

(3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。

(4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

(5) 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

(6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

(7) 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

(8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8 消去手順

<ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>① 職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する知識習得や意識レベルの向上を目的とした研修を行う。</p> <p>② 違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p>③ 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育・研修の実施、個人情報の安全管理についての責任体制の整備、その他秘密保持に関する事項を記載し、遵守させる。</p>	
10. その他のリスク対策		
<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 資産税課 電話番号: 028-632-2280
②請求方法	・開示請求については、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 理財部 資産税課 電話番号: 028-632-2280
②対応方法	・問い合わせへの回答について、関係法令等に照らし、適切に回答する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応するとともに、再発防止策を検討する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	資産税課長 大音 雅良	資産税課長 本澤 利明	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	削除	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	削除	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月29日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 特定個人情報の提供・移転に関するルール	特定個人情報の提供・移転に係るルール(規程類)の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	宇都宮市個人情報保護条例の内容に基づき、ルールを定めている。	事後	重要な変更項目でないため
令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	税オンラインシステム(固定資産税)	市税システム(固定資産税)	事前	重要な変更項目

<p>令和1年11月19日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<p>税オンラインシステム(固定資産税)は、固定資産税及び都市計画税を賦課・更正する根本となるシステムであり、固定資産税の特定個人情報を全て保有・管理するもの</p> <p>1 課税対象の保有・管理機能 市内に所在する土地、家屋及び償却資産の情報を保有し、名寄せを行い、納税義務者の情報と共に保有する。</p> <p>2 賦課決定、更正、取消機能 名寄せした課税対象を基に、賦課決定、更正、取消処理を行う。</p> <p>3 課税台帳及び名寄帳の検索機能 土地課税(補充)台帳、家屋課税(補充)台帳及び償却資産課税台帳を検索する。</p> <p>4 証明書発行機能 固定資産税に関する資産評価証明書等を検索し、印刷発行を行う。</p>	<p>市税システム(固定資産税)は、固定資産税及び都市計画税を賦課・更正する根本となるシステムであり、固定資産税の特定個人情報を全て保有・管理するもの</p> <p>1 課税客体把握 ・課税客体登録・修正機能： 法務局の登記済通知情報、および法人からの申請書より、共有者を含めた課税客体の登録・修正を行う。</p> <p>2 評価 ・評価項目登録機能：調査した項目を評価情報に登録・修正する。 ・家屋評価計算機能：評価基本情報を基に家屋評価計算をする。 ・土地評価計算機能：評価基本情報を基に土地評価計算をする。 ・償却資産評価計算機能：評価基本情報を基に償却資産評価計算をする。 ・評価額決定機能：評価基本情報を基に計算した評価計算結果より、評価額を決定する。</p> <p>3 当初賦課 ・課税計算機能：各資産毎に課税標準額を算出する。また、課税標準額特例、軽減を算出する。 ・課税決定機能：課税客体ごとに各資産の課税標準額・軽減税額を集計し、当初課税を決定する。 ・当初通知書作成機能：課税客体ごとの課税決定したものを基に、当初通知書を作成する。 ・当初調定表作成機能：当初賦課決定したものを基に、調定票を作成する。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
-------------------	---	---	---	-----------	--------------

令和1年11月19日			<p>4 更正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更正申告受付登録機能:資産内容の構成等に関する申請を受け、変更情報を登録する。</li> <li>・更正計算機能:構成内容を基に評価計算、課税計算をし、税額変更、登録をする。</li> <li>・更正通知書作成機能:税額変更処理対象の課税客体に対し、納税通知書、納付書、更正決定通知書を作成する。</li> <li>・更正調定表作成機能:更正処理結果を基に、更正分調定表を作成する。</li> </ul> <p>5 発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明書発行機能:納税義務者等の申請を受け、評価証明書、資産証明書等を発行する。</li> <li>・名寄帳等発行機能:土地家屋名寄帳および各種縦覧帳簿を出力する。</li> </ul> <p>6 照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種台帳情報照会機能:賦課台帳より税額・期割情報等の照会をする。</li> <li>土地、家屋、償却資産台帳より、各資産情報の照会をする。</li> </ul> <p>7 統計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計情報作成機能:都道府県に報告するための各種統計情報(概要調書、評価変動割合調べ、総評価見込調べ等)に必要な情報を出力する。</li> </ul> <p>8 減免</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査・減免決定機能:納税義務者・関係部署より受け付けた減免申請書等を元に、内容を審査し、減免を決定する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和1年11月19日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1</p> <p>①システムの名称</p>	税共通宛名システム	税宛名管理システム	事前	重要な変更

令和1年11月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1 宛名照会機能 納税義務者, 扶養者の宛名情報(住民, 住登外者), 共有者, 事業所情報を照会する。 2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する。 3 住基連携機能 住民基本台帳オンラインシステムの異動情報から課税対象者等の住所, 氏名, 生年月日, 性別, 異動事由等を取得し, 税オンラインシステムの宛名情報を更新する。 4 同一人チェック・関連付け機能 氏名などの情報をもとに, 宛名コードは異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力し, 宛名コードの関連付けを行う。	1 宛名照会機能 納税義務者, 扶養者の宛名情報(市民, 住登外者), 共有者, 事業所情報を照会する。 2 住基連携機能 住民基本台帳システムの異動情報から課税対象者等の住所, 氏名, 生年月日, 性別, 異動事由等を取得し, 市税システムの宛名情報を更新する。 3 住登外者連携機能 共通基盤システムから課税対象者等の住所, 氏名, 生年月日, 性別等を取得し, 市税システムの宛名情報を更新する。 4 同一人チェック・名寄せ機能 氏名などの情報をもとに, 宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力し, 宛名番号の名寄せを行う。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	固定資産税課税ファイル	資産情報ファイル, 課税台帳情報ファイル	事前	重要な変更
令和1年11月19日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	資産税課長 本澤 利明	資産税課長	事後	重要な変更項目でないため 特定個人情報保護評価書の様式変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	固定資産税課税ファイル	資産情報ファイル	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	本市内に固定資産を所有する所有者及び納税義務者	賦課期日(1月1日)時点で, 本市内に土地または家屋, 有形償却資産等の固定資産を所有する所有者及び納税義務者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)	事前	重要な変更項目でないため

令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	税の公平・公正な賦課・徴収を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有している。	税の公平・公正な賦課、徴収を行う上で、地方税法第343条に基づく納税義務者(所有者)情報および、番号法14条に基づき償却資産に関する申告情報として必要な範囲の特定個人情報を保有している。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[ <input type="checkbox"/> ]4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所) [ <input type="checkbox"/> ]連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ]その他住民票関係情報 [ <input type="checkbox"/> ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]災害関係情報	[ ]4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所) [ ]連絡先(電話番号等) [ ]その他住民票関係情報 [ ]生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ]災害関係情報	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	① 個人番号及びその他識別情報並びに4情報: 納税義務者を正確に特定するため。 ② 連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ③ その他住民票関係情報: 納税通知書等の送付先を正確に把握し、また、死亡などによる納税義務者の変更を確認するため。 ④ 地方税関係情報: 所有資産を正確に把握し、適正な賦課を行うため。 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報: 減免該当者を正確に特定するため。	①個人番号: 納税義務者を正確に特定するため。 ②その他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に特定するため。 ③地方税関係情報: 所有資産を正確に把握し、適正な賦課を行うため。 ④災害関係情報: 減免該当者を正確に特定するため。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月1日	令和2年9月23日	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[ <input type="checkbox"/> ]評価実施機関内の他部署 (市民まちづくり部 市民課, 理財部 税制課, 理財部 市民税課, 保健福祉部 生活福祉第1課, 保健福祉部 生活福祉第2課) [ ]その他( )	[ <input type="checkbox"/> ]評価実施機関内の他部署 (理財部 税制課, 理財部 市民税課, 保健福祉部 生活福祉第1課, 保健福祉部 生活福祉第2課) [ <input type="checkbox"/> ]その他(法務局(登記所), 電子ファイル(eLTAX))	事前	重要な変更

令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]その他( )	[O]その他(eLTAX )	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	公平かつ適正な固定資産税及び都市計画税の賦課決定を行うため、税オンラインシステム等の情報と他市町村等から入手した地方税関係情報との突合を行う。	公平かつ適正な固定資産税及び都市計画税の賦課決定を行うため、市税システム等の情報と他市町村等から入手した地方税関係情報との突合を行う。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	令和2年9月23日	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税オンラインシステム(固定資産税)修正業務	宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	基幹系システム開発業者	日本電気株式会社 宇都宮支店	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	税オンラインシステム(固定資産税)への償却資産申告書データの入力事務	市税システム(固定資産税)への償却資産申告書データの入力事務	事前	重要な変更

令和1年11月19日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p>③ 税オンラインシステム内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。</p>	<p>③ 市税システム内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。</p>	事前	重要な変更
令和1年11月19日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	別添ファイル	<p>資産情報ファイル</p> <p>※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地</li> <li>2. 相当年度</li> <li>3. 物件番号</li> <li>4. 土地登記情報</li> <li>5. 所在地番号</li> <li>6. 表示事由／表示年月日(受付、原因)</li> <li>7. 権利事由／権利年月日(受付、原因)</li> <li>8. 所有者宛名番号</li> <li>9. 個人番号／法人番号(※1)</li> <li>10. 登記区分</li> <li>11. 登記名義人氏名</li> <li>12. 登記名義人住所</li> <li>13. 登記地目</li> <li>14. 登記地積</li> <li>15. 土地現況情報</li> <li>16. 異動事由／異動年月日</li> <li>17. 義務者宛名番号</li> <li>18. 個人番号／法人番号(※1)</li> <li>19. 現況地目</li> <li>20. 現況地積</li> <li>21. 評価区分</li> <li>22. 画地番号</li> <li>23. 評価額</li> <li>24. 特定市街化農地情報</li> <li>25. 土地非課税情報(課税免除情報 含む)</li> <li>26. 土地特例情報</li> <li>27. 土地軽減情報</li> <li>28. 土地減免情報</li> <li>29. 仮換地情報</li> <li>30. 土地画地情報</li> <li>31. 相当年度</li> <li>32. 画地地積</li> </ol>	事前	重要な変更

令和1年11月19日			33. 評価年度 34. 正面路線価情報 35. 側方Ⅰ路線価情報 36. 側方Ⅱ路線価情報 37. 2方路線価情報 38. 標準地情報 39. 所要補正情報 40. mあたり評点数 41. 家屋 42. 相当年度 43. 物件番号 44. 棟番号 45. 家屋登記情報 46. 表示事由／表示年月日(受付、原因) 47. 権利事由／権利年月日(受付、原因) 48. 所有者宛名番号 49. 個人番号／法人番号(※1) 50. 登記区分 51. 所在地番号 52. 家屋番号 53. 登記名義人氏名 54. 登記名義人住所 55. 登記階層情報 56. 登記床面積情報 57. 登記種類 58. 登記構造 59. 登記屋根 60. 画地番号 61. 登記済通知書番号 62. 建物番号 63. 部屋番号 64. 家屋現況情報 65. 異動事由／異動年月日 66. 義務者宛名番号 67. 個人番号／法人番号(※1) 68. 現地調査状況	事前	重要な変更
------------	--	--	---	----	-------

令和1年11月19日			69. 現地調査日 70. 現況種類情報 71. 現況構造情報 72. 現況屋根情報 73. 工法 74. 評価替区分 75. 評価種類 76. 建築年月日 77. 現況床面積情報 78. 調査評点数情報 79. 再建築総評点数情報 80. 評価建築年 81. 補正率情報 82. 理論評価額 83. 強制評価額 84. 決定価格 85. 住宅戸数 86. 県評価区分 87. 概要調書用軽減情報 88. 多構造評価連番 89. 家屋非課税情報(課税免除情報 含む) 90. 家屋特例情報 91. 家屋軽減情報 92. 家屋減免情報 93. 償却 94. 償却申告情報 95. 義務者宛名番号 96. 納税者ID 97. 個人番号/法人番号(※1) 98. 相当年度 99. 屋号 100. 産業分類 101. 資本金 102. 事業開始日 103. 事業終了日 104. 申告書発送区分	事前	重要な変更
------------	--	--	---	----	-------

令和1年11月19日			105. 申告状況 106. 申告書発送日 107. 申告書受付日 108. 合算先義務者宛名番号 109. 償却集計情報 110. 義務者宛名番号 111. 個人番号／法人番号(※1) 112. 相当年度 113. 申告区分 114. 償却種類コード 115. 前年前取得価格 116. 前年中減少価格 117. 前年中取得価格 118. 取得価格合計 119. 帳簿価格 120. 評価額 121. 決定価格 122. 課税標準額 123. 償却特例情報 124. 償却軽減情報 125. 償却減免情報 126. 更新年月日 127. 更新職員ID	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	固定資産税課税ファイル	資産情報ファイル	事前	重要な変更

令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置 の内容	② 各システムにおいて権限の管理を行っており、税オンラインシステム(固定資産税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。 ③ 税オンラインシステム(固定資産税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。	② 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(固定資産税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。 ③ 市税システム(固定資産税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	業務端末から税オンラインシステム(固定資産税)を利用する際、磁気カード(ユーザIDを記録したカード)とパスワードによる認証を行い、利用を許可された者以外の使用を制限している。	業務端末から市税システム(固定資産税)を利用する際、磁気カード(ユーザIDを記録したカード)とパスワードによる認証を行い、利用を許可された者以外の使用を制限している。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	5 不正アクセス対策 (1) 税オンラインシステム(固定資産税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。	5 不正アクセス対策 (1) 市税システム(固定資産税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名	固定資産税課税ファイル	課税台帳情報ファイル	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	本市内に固定資産を所有する所有者及び納税義務者	賦課期日(1月1日)時点で、本市内に土地または家屋、有形償却資産等の固定資産を所有する所有者及び納税義務者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)	事前	重要な変更

令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	税の公平・公正な賦課・徴収を行う上で、必要な範囲の特定個人情報を保有している。	税の公平・公正な賦課、徴収を行う上で、地方税法第343条に基づく納税義務者(所有者)情報および、番号法14条に基づき償却資産に関する申告情報として必要な範囲の特定個人情報を保有している。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [ ]災害関係情報	[ ]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) [ ]その他住民票関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]災害関係情報	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	① 個人番号及びその他識別情報並びに4情報:納税義務者を正確に特定するため。 ② 連絡先(電話番号等):本人への連絡などに使用するため。 ③ その他住民票関係情報:納税通知書等の送付先を正確に把握し、また、死亡などによる納税義務者の変更を確認するため。 ④ 地方税関係情報:所有資産を正確に把握し、適正な賦課を行うため。 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報:減免該当者を正確に特定するため。	①個人番号:納税義務者を正確に特定するため。 ②その他識別情報(内部番号):納税義務者を正確に特定するため。 ③地方税関係情報:所有資産を正確に把握し、適正な賦課を行うため。 ④障害者福祉関係情報:減免該当者を正確に特定するため。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報:減免該当者を正確に特定するため。 ⑥災害関係情報:減免該当者を正確に特定するため。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月1日	令和2年9月23日	事前	重要な変更

令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署（市民まちづくり部 市民課, 理財部 税制課, 理財部 市民税課, 保健福祉部 生活福祉第1課, 保健福祉部 生活福祉第2課） [ ]その他（ ）	[○]評価実施機関内の他部署（理財部 税制課, 理財部 市民税課, 保健福祉部 生活福祉第1課, 保健福祉部 生活福祉第2課） [○]その他（法務局（登記所）, 電子ファイル（eLTAX））	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]その他（ ）	[○]その他（eLTAX ）	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	賦課資料に基づく当初課税及び異動更正処理事務について、現地調査及び届出等による情報から、賦課及び減免等の課税管理業務を行う。	各資産情報に対して価格をもとに課税額を決定し、課税台帳を作成する。 申告書の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、申告書・申請書等に記載された個人番号で検索し、修正対象者の特定を行う。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	公平かつ適正な固定資産税及び都市計画税の賦課決定を行うため、税オンラインシステム等の情報と他市町村等から入手した地方税関係情報との突合を行う。	・資産情報を合算するにあたり、その所有者の個人番号を利用して名寄せを実施する。 ・申告書、申請書等に記載された個人番号を利用して、当初課税の際に作成した課税台帳の検索を行い、修正したい情報の正確性を確保している。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	令和2年9月23日	事前	重要な変更

令和1年11月19日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1</p>	税オンラインシステム(固定資産税)修正業務	市税システム(固定資産税)保守等包括業務	事前	重要な変更
令和1年11月19日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名</p>	基幹系システム開発業者	日本電気株式会社 宇都宮支店	事前	重要な変更
令和1年11月19日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容</p>	税オンラインシステム(固定資産税)への償却資産申告書データの入力事務	市税システム(固定資産税)への償却資産申告書データの入力事務	事前	重要な変更
令和1年11月19日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	③ 税オンラインシステム内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。	③ 市税システム内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。	事前	重要な変更

令和1年11月19日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	別添ファイル	<p>課税台帳情報ファイル  ※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 賦課年度</li> <li>2. 土地課税情報</li> <li>3. 物件番号</li> <li>4. 土地登記情報</li> <li>5. 所在地番号</li> <li>6. 表示事由／表示年月日(受付、原因)</li> <li>7. 権利事由／権利年月日(受付、原因)</li> <li>8. 所有者宛名番号</li> <li>9. 個人番号／法人番号(※1)</li> <li>10. 登記区分</li> <li>11. 登記名義人氏名</li> <li>12. 登記名義人住所</li> <li>13. 登記地目</li> <li>14. 登記地積</li> <li>15. 土地現況情報</li> <li>16. 異動事由／異動年月日</li> <li>17. 義務者宛名番号</li> <li>18. 個人番号／法人番号(※1)</li> <li>19. 現況地目</li> <li>20. 現況地積</li> <li>21. 評価区分</li> <li>22. 画地番号</li> <li>23. 評価額</li> <li>24. 特定市街化農地情報</li> <li>25. 土地非課税情報(課税免除情報 含む)</li> <li>26. 土地特例情報</li> <li>27. 土地軽減情報</li> <li>28. 土地減免情報</li> <li>29. 仮換地情報</li> <li>30. 土地画地情報</li> <li>31. 相当年度</li> <li>32. 画地地積</li> </ol>	事前	重要な変更
------------	---------------------	--------	---	----	-------

令和1年11月19日			<ul style="list-style-type: none"> <li>33. 評価年度</li> <li>34. 正面路線価情報</li> <li>35. 側方Ⅰ路線価情報</li> <li>36. 側方Ⅱ路線価情報</li> <li>37. 2方路線価情報</li> <li>38. 標準地情報</li> <li>39. 所要補正情報</li> <li>40. mあたり評点数</li> <li>41. 土地課税標準額情報</li> <li>42. 土地課税標準額情報</li> <li>43. 下落率</li> <li>44. 負担水準情報</li> <li>45. 負担調整率情報</li> <li>46. 特例課税標準額情報</li> <li>47. 軽減税額情報</li> <li>48. 減免税額情報</li> <li>49. 税相当額</li> <li>50. 家屋課税情報</li> <li>51. 相当年度</li> <li>52. 物件番号</li> <li>53. 棟番号</li> <li>54. 家屋登記情報</li> <li>55. 表示事由／表示年月日(受付、原因)</li> <li>56. 権利事由／権利年月日(受付、原因)</li> <li>57. 所有者宛名番号</li> <li>58. 個人番号／法人番号(※1)</li> <li>59. 登記区分</li> <li>60. 所在地番号</li> <li>61. 家屋番号</li> <li>62. 登記名義人氏名</li> <li>63. 登記名義人住所</li> <li>64. 登記階層情報</li> <li>65. 登記床面積情報</li> <li>66. 登記種類</li> <li>67. 登記構造</li> <li>68. 登記屋根</li> </ul>	事前	重要な変更
------------	--	--	--	----	-------

令和1年11月19日			69. 画地番号 70. 登記済通知書番号 71. 建物番号 72. 部屋番号 73. 家屋現況情報 74. 異動事由／異動年月日 75. 義務者宛名番号 76. 個人番号／法人番号(※1) 77. 現地調査状況 78. 現地調査日 79. 現況種類情報 80. 現況構造情報 81. 現況屋根情報 82. 工法 83. 評価替区分 84. 評価種類 85. 建築年月日 86. 現況床面積情報 87. 調査評点数情報 88. 再建築総評点数情報 89. 評価建築年 90. 補正率情報 91. 理論評価額 92. 強制評価額 93. 決定価格 94. 住宅戸数 95. 県評価区分 96. 概要調書用軽減情報 97. 多構造評価連番 98. 家屋非課税情報(課税免除情報 含む) 99. 家屋特例情報 100. 家屋軽減情報 101. 家屋減免情報 102. 家屋課税標準額情報 103. 家屋課税標準額情報 104. 特例課税標準額情報	事前	重要な変更
------------	--	--	---	----	-------

令和1年11月19日			105. 軽減税額情報 106. 減免税額情報 107. 税相当額 108.償却情報 109. 償却申告情報 110. 義務者宛名番号 111. 納税者ID 112. 個人番号／法人番号(※1) 113. 相当年度 114. 屋号 115. 産業分類 116. 資本金 117. 事業開始日 118. 事業終了日 119. 申告書発送区分 120. 申告状況 121. 申告書発送日 122. 申告書受付日 123. 合算先義務者宛名番号 124. 償却集計情報 125. 義務者宛名番号 126. 個人番号／法人番号(※1) 127. 相当年度 128. 申告区分 129. 償却種類コード 130. 前年前取得価格 131. 前年中減少価格 132. 前年中取得価格 133. 取得価格合計 134. 帳簿価格 135. 評価額 136. 決定価格 137. 課税標準額 138. 償却特例情報 139. 償却軽減情報 140. 償却減免情報	事前	重要な変更
------------	--	--	--	----	-------

令和1年11月19日			141.賦課情報 142. 通知書番号 143. 算出税額 144. 差引税額 145. 当初賦課区分 146. 期別 147. 納期限日 148. 期別税額 149. 年税額 150. 国保用税額 151. 納税通知書発行年月日 152. 期別税額手入力区分 153. 更正事由コード 154. 更正年月日 155. 更正処理期コード 156. 通知書発行区分 157. 課標額_固_土地_免点 158. 課標額_固_家屋_免点 159. 課標額_固_償却_免点 160. 課標額_固_合計_免点 161. 課標額_都_土地_免点 162. 課標額_都_家屋_免点 163. 課標額_都_合計_免点 164.更新年月日 165.更新職員ID	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	固定資産税課税ファイル	課税台帳情報ファイル	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置 の内容	② 各システムにおいて権限の管理を行っており、税オンラインシステム(固定資産税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。 ③ 税オンラインシステム(固定資産税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。	② 各システムにおいて権限の管理を行っており、市税システム(固定資産税)からは課税事務に必要な情報のみアクセスでき、他の情報はアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。 ③ 市税システム(固定資産税)から各事務システムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報以外の情報連携は行わない。	事前	重要な変更

令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	業務端末から税オンラインシステム(固定資産税)を利用する際、磁気カード(ユーザIDを記録したカード)とパスワードによる認証を行い、利用を許可された者以外の使用を制限している。	業務端末から市税システム(固定資産税)を利用する際、磁気カード(ユーザIDを記録したカード)とパスワードによる認証を行い、利用を許可された者以外の使用を制限している。	事前	重要な変更
令和1年11月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	5 不正アクセス対策 (1) 税オンラインシステム(固定資産税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。	5 不正アクセス対策 (1) 市税システム(固定資産税)は、外部のインターネットと物理的に接続していない。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	市税システム(収納管理)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年4月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	<p>市税システム(収納管理)は、徴収及び滞納整理の根幹となるシステムであり、市税の収納及び滞納処分情報等を一元的に管理する。</p> <p>① 収納状況照会機能 納税義務者、税目、年度毎の納付状況を照会する。</p> <p>② 消込機能 各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。</p> <p>③ 還付充当処理機能 納付額に対する過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。</p> <p>④ 督促機能 対象者を抽出し督促状を出力する。</p> <p>⑤ 決算処理機能 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。</p> <p>⑥ 処分状況照会機能 納税義務者、税目、年度毎の滞納処分状況を照会する。</p> <p>⑦ 納付書等発行機能 収納状況に基づき、再発行納付書、納税証明書を発行する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他(滞納整理支援システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第一の16の項</li> <li>・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表の24の項</li> <li>・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらない (法令等の改正による)

令和7年4月11日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 提供先1</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 提供先2</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 移転先1</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月11日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 移転先2</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	番号法第9条第1項 別表の23の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 保管場所について	記載なし	2 ガバメントクラウドにおける措置 (1) サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 消去方法について	記載なし	2 ガバメントクラウドにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 (2) クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 (3) 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更
令和7年4月11日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	情報政策課	情報システム管理部門	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

<p>令和7年4月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容</p>	<p>宇都宮市個人情報保護条例に則り, ② 宇都宮市個人情報保護条例</p>	<p>個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等に則り, ② 個人情報の保護に関する法律</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない (法令等の改正による)</p>
<p>令和7年4月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>宇都宮市個人情報保護条例</p>	<p>個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらない (法令等の改正による)</p>
<p>令和7年4月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>情報政策課</p>	<p>情報システム管理部門</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更項目でないため</p>

<p>令和7年4月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>記載なし</p>	<p>6 物理的対策        &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;        (1) ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。        (2) 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>7 技術的対策        &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;        (1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。        (2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。        (3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。        (4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。        (5) 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。        (6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。        (7) 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。        (8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>8 消去手順        &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;        データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
------------------	---	-------------	---	-----------	--------------

<p>令和7年4月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>記載なし</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
<p>令和7年4月11日</p>	<p>Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法</p>	<p>・開示請求については、宇都宮市個人情報保護条例第14条第1項の規定にもとづき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・訂正・利用停止請求については、宇都宮市個人情報保護条例第23条第1項の規定にもとづき、個人情報訂正等請求書に必要事項を記入し、提出する。</p>	<p>・開示請求については、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、提出する。 ・利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、提出する。</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>